



平成20年12月1日

各 位

会 社 名 株式会社N F Kホールディングス
代表者名 代表取締役社長 城 寶 豊
(コード 6494)
問合せ先 役職・氏名 取締役 田中 耕
電話 (045)575-8000

訴訟の取り下げに関するお知らせ

対玄漁業株式会社より平成19年12月5日付けで提起された下記訴訟について、同社から東京地方裁判所に対し訴訟取り下げの申し立てがあり、当社がこれに同意したことで、訴訟が終結しましたのでお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の概要

平成20年4月24日付け「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました通り、当社是对玄漁業株式会社より損害賠償請求訴訟を提起されておりました。訴訟の概要は、対玄漁業株式会社が当社に対して、資金提供義務の債務不履行による損害賠償として9億1200万円及びこれに対する利息分の支払いを求める内容となっております。当社は、相手方の請求に正当性が無いものとして争ってきたものであります。

2. 訴訟の取り下げにあたっての合意内容

当社としては、相手方の主張に正当性は無いものと考え、当損害賠償請求の棄却を求め訴訟を継続するとともに、当社が対玄漁業株式会社に対して保有する貸金返還請求訴訟等の反訴を行うべき検討しましたが、刷新委員会ならびに当社経営陣にて慎重に検討した結果、対玄漁業株式会社に対する貸金返還請求権の回収可能性が著しく低く、当社も既に全額引き当て済みとしていることから、以下の内容にて対玄漁業株式会社と合意し、今回の訴訟取り下げに至りました。

対玄漁業株式会社は、裁判における請求の一切を放棄し、裁判を取り下げる。

当社は、保有する対玄漁業株式会社への債権4億7千100万円を放棄する。

当社が保有する対玄漁業株式会社の株式2,100株(対玄漁業株式会社発行済株式数の6.5%相当)を件外青木裕信氏に2,100円で売却する。

当社と対玄漁業株式会社との間には、何ら債権債務が存在しないことを確認する。

3. 訴訟を提起したもの

- (1) 商号 対玄漁業株式会社
- (2) 本店所在地 長崎県津島市上対馬網代361番地4
- (3) 代表者 青木 裕信

4. 訴訟の内容および請求額

- (1) 訴訟の内容 損害賠償請求訴訟
- (2) 請求額 金9億1200万円及びこれに対する本訴状到達の翌日から支払い済みまで年6分の金員

5. 訴訟の取り下げに同意した日

平成20年12月1日

6. 今後の見通し

上記のとおり、当社が保有している対玄漁業株式会社への債権4億7100万円および株式2,100株については、既に全額引当済みとなっており、当社業績に与える影響はございません。

以 上